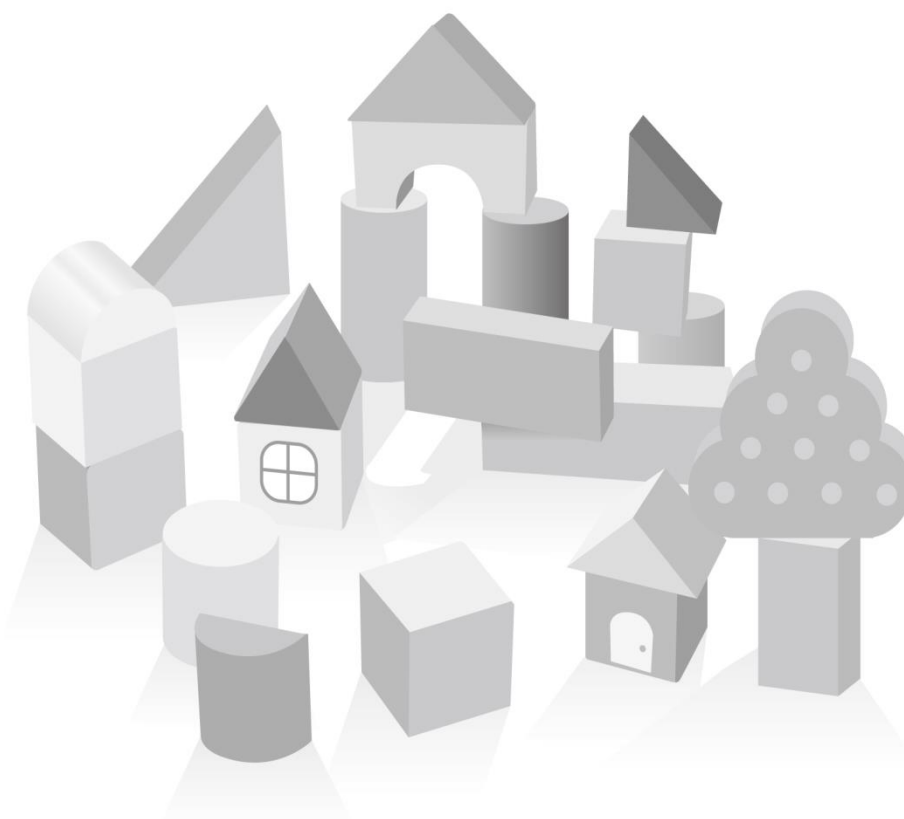




第1部 総論

第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市においては、「戸田市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度（令和元年度）」において、「子ども本位の教育・保育事業」、「多様化する保育ニーズへの対応」、「持続可能なサービス供給体制の確保」、「妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援」の4つを主要課題として掲げ、取り組んでまいりました。

しかしながら、依然として急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く社会環境の変化への対策は必要であり、本市においても都市化、核家族化の進行に伴い、引き続き待機児童問題をはじめとした子ども・子育てを取り巻く諸課題に対する取り組みが必要な状況です。

これらを踏まえ、本計画は教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保及びその時期を定め、市民のニーズに応えていくための施策を推進するものとし、さらにこれまで取り組みを進めてきた「戸田市子ども・子育て支援事業計画」及び「戸田市次世代育成支援行動計画」の基本的な考え方等を継承し、総合的な子ども・子育て支援を推進する計画とします。

2 子どもの人権・権利の尊重

子どもは、大人と同じ独立した人格を持ち、権利が保障される存在であり、子ども一人ひとりの人権を尊重するという共通認識の確立が必要です。

しかしながら、わが国においては、いじめ、体罰、不登校、児童虐待など、子どもの人権問題が大きな社会問題となっています。

子どもの人権については、貧困や飢え、戦争などで苦しんでいる子どもたちが世界中に多数いる現実をふまえ、平成元年11月20日に開催された第44回国連総会において、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約」が採択され、我が国においても、平成6年4月22日にこの条約を批准し、子どもの人権問題の解決に積極的に取り組んでいます。

しかし、その子どもの権利の侵害である児童虐待やいじめについては、重篤な事件が後を絶たない状況です。

これらの状況を踏まえ、本市においては、関係機関との連携強化による総合的な児童虐待防止対策や、平成29年8月に改定した「戸田市いじめ防止基本方針」に基づき、総合的かつ効果的ないじめ対策に取り組んでいきます。



子どもが輝くまち とだ

～子どもとおとなでつくる確かな次代～



3 第二期計画に向けた主要課題

(1) 第一期計画の振り返り

第一期計画においては、子ども・子育て支援の主要課題として、以下の事例を挙げました。

主要課題	取り組み
(1) 子ども本位の教育・保育事業	①すべての子どもに対する質の高い教育・保育の事業の提供 ②教育・保育を一体的に担う人材の確保・育成 ③発達障がいを含む特別支援の充実

- ①公立・民間保育施設等を対象とした各種研修の実施（年20回）
- ②とだの保育創造プロジェクト会議において保育人材の確保・定着化・質の向上を協議し、協働で取り組みを実践
- ③統合保育実施園の拡大（7園増）や特別支援研修の実施（毎年1回）

主要課題	取り組み
(2) 多様化する保育ニーズへの対応	①保育の必要性認定要件の緩和等への対応 ②乳児を中心とする潜在的保育ニーズへの対応

- ①病児・病後児保育や一時預かり事業の要件緩和
幼稚園の預かり保育への市独自補助の実施
- ②保育ニーズに沿った施設選択の支援のために保育コンシェルジュを配置

主要課題	取り組み
(3) 持続可能なサービス供給体制の確保	①将来的な教育・保育事業のニーズ量を踏まえた供給体制の整備 ②教育・保育提供区域ごとのサービス

- ①保育所新設による定員拡大（H27 2,706人⇒H30 3,795人）
- ②区域ごとの需要に見合ったサービスの提供（▼私有地を活用した民間保育園の誘致20園、▼定期保育事業による1歳児の受け入れ人数の拡大）

主要課題	取り組み
(4) 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援	①働く保護者が子どもと向き合える環境づくり ②育児疲れなどに起因する児童虐待の防止 ③子どもの育ちに応じたきめ細かな情報提供 ④小学校への円滑な接続

- ①、③地域子ども・子育て支援事業（13事業）を推進
- ②要保護児童対策地域協議会を中心とした各関係機関の連携を強化
- ④区域ごとの需要に応じた学童保育施設の増設（10カ所）を含む定員拡大（H27 1,517人⇒H30 1,934人）

(2) 第二期計画における主要課題

本市の現状や第一期計画の振り返り等を踏まえ、第二期計画においては以下の主要課題が挙げられます。

1 子育て支援の充実

心理的、経済的な問題により、子どもを産み育てることへの不安を抱えている状況を解消し、本市で子育てをするすべての家庭が、安心して楽しく子育てができることを実感できる環境を整備します。

各部局において実施している子育て支援関連施策における連携体制、児童虐待の防止へ向けた相談支援体制及び専門性の強化が今後の課題となっています。

2 乳幼児期の教育・保育の充実

市民の多様な教育・保育ニーズに対応するため、必要なサービスの量と質を確保しつつ、保育所保育指針の改定趣旨を踏まえた多面的な保育を推進し、量から質への転換を図ります。

また、幼保小の連携を強化し、幼児教育の充実を図ります。

乳幼児期から小学校までの切れ目のない支援を、関係機関と地域が連携して実施する体制の構築が課題となっています。

3 児童・青少年の育成環境の充実

児童・青少年が健全に成長できる環境を確保するために、家庭・地域・学校・行政が一体となり、安全・安心に過ごせる居場所や活動環境の充実を図ります。

放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、活動環境の充実を図るためには、家庭・地域・学校・行政が各役割のもとに相互に連携していく必要があり、施設整備やボランティアスタッフ・職員等の人材確保、体験学習・異年齢交流の場の確保・提供、地域で活動する人材への支援が課題となっています。